

「飯塚市地域公共交通計画」について(基本理念・方針・目標・施策項目)

「飯塚市地域公共交通計画」

策 定 日 令和 5 年 3 月

計画期間 令和 5 年度～令和 9 年度の 5 年間

1. 計画の基本理念及び基本方針

基本理念 「連携と協働による、暮らしを支える持続可能な公共交通体系の構築」

基本方針 ①「活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築」

②「民間と行政との連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築」

③「未来につなぐ、持続可能な公共交通事業」

2. 計画の目標

3 つの基本方針に基づいて目標を設定

目標 1-1 拠点連携型まちづくりに寄与する公共交通体系の構築

目標 1-2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持

目標 2-1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築

目標 2-2 住民ニーズに対応した多様な輸送手段の実現

目標 3-1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営

目標 3-2 近隣自治体との連携による輸送機能の確保・維持

3. 目標を達成するための実施施策

毎年度、事業進捗状況の報告及び評価が必要な6施策を抜粋
(その他の施策は、資料 5-2 参照)

施策No.④ 輸送を支える公共交通の運行実施

施策No.⑤ 全市的な輸送を支える公共交通の運行実施

施策No.⑥ 民間及び行政の連携による乗継利用促進

施策No.⑦ 民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定

施策No.⑨ 公共交通モニタリング調査の実施

施策No.⑰ コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営

「飯塚市地域公共交通計画」における施策実施状況

(計画書 第8章「目標達成のための実施施策」より、毎年度報告を必要とするものを抜粋)

目標	施策 No.	施策名	事業	令和5年度の主な事業実施状況	事業実施の評価	
1－2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持	④	身近な輸送を支える公共交通の運行実施	コミュニティ交通(予約乗合タクシー、エリアワゴン等)の運行(地区内運行型)	予約乗合タクシー 市内 9地区で運行実施 利用者数 R4:43,739人⇒R5:43,575人 (R9目標値48,000人) エリアワゴン 市内10地区で運行実施 利用者数 R4: 31,313人⇒R5:34,841人 (R9目標値39,000人) (予約乗合タクシーには路線ワゴン利用者を含む) 【令和5年度の主な改善内容】 予約乗合タクシーでは、地区外で行ける施設として、飯塚東地区に「カホテラス」、二瀬地区に「金澤整形外科」を追加。 エリアワゴンでは、幸袋地区に「幸袋交流センター」、飯塚東地区に「カホテラス」、穂波・菰田地区に「カホテラス」及び「昭和通」の停留所を追加。	実施できている。 ※継続実施	
			民間タクシーの運行支援	燃料費高騰に起因する事業費の負担を軽減するため、市内に本社または営業所を有する民間タクシー事業者全7社に対し、支援金を支給した。〔民間タクシー事業者数 R5:7社 (R9目標値 7社)〕 支援額：タクシー1台あたり 23,000円	実施できている。 ※状況に応じて実施	
	⑤	全市的な輸送を支える公共交通の運行実施	鉄道、民間路線バスの運行支援	①民間路線バス(西鉄バス)に対する赤字補填を実施。 小竹・天道線 17,436,936円 碓井線 3,021,000円 飯塚市内線 58,292,000円 上山田線 8,210,000円 合 計 92,379,936円 飯塚大隈線 5,420,000円 西鉄バス市内ローカル線利用者数(年間) R4:1,171,938人⇒R5:1,189,828人(R9目標値1,440,000人) ②鉄道及び民間路線バスの利用促進支援。 関係自治体である嘉麻市及び桂川町とも連携しながら、利用促進に係る記事を各広報紙に掲載した。 JR九州市主要4駅の乗車人員(1日) R3:4,982人⇒R4:5,653人(R9目標値6,000人)	実施できている。 ※継続実施	
			コミュニティバスの運行(地区間運行型)	飯塚市単独運行路線として筑穂・高田線の運行を実施 利用者数 R4:11,376人⇒R5:12,718人 宮若市との共同運行として宮若・飯塚線の運行を実施 利用者数 R4:13,792人⇒R5:13,837人 R5合 計26,555人(R9目標値30,000人) 【令和5年度の主な改善内容】 筑穂・高田線において、路線を「筑穂支所」まで延伸するとともにバス停を8箇所追加。	実施できている。 ※継続実施	
	2－1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築	⑥	民間及び行政の連携による乗継利用促進	共通乗降場所の設置や運行ダイヤ調整	計画策定時の交通結節点15ヶ所については、ダイヤ調整等を行いながらJRや西鉄バスとの連携乗り継ぎを維持している。 令和5年度中には、新たな結節点として、2ヶ所(ゆめタウン、鯉田浦田公民館)の停留所を選定して追加。 交通結節点数 R4:15ヶ所⇒R5:17ヶ所(R9目標20ヶ所)	実施できている。 ※継続実施
		⑦	民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定	まちづくり協議会参画による運行計画編成	各地区のまちづくり協議会等の会合に出席し、各地区でいただいたご意見等を参考に、令和6年度の運行計画を策定した。 協働実施地区数 R5:10地区 (R9目標値 10地区)	実施できている。 ※継続実施
2－2 住民ニーズに対応した多様な輸送手法の実現	⑨	公共交通モニタリング調査の実施	公共交通モニタリング調査の実施	令和5年度については、利用状況の集計・分析のほか、市内各地区及び運行事業者からの意見聴取を行い、次年度(令和6年度)の運行計画に活用した。 (令和6年度においては、コミュニティ交通利用者アンケートを実施し、現在集計中のため、本協議会において報告予定) (R9目標値:毎年度実施)	実施できている。 ※継続実施	
3－1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営	⑰	コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営	コミュニティ交通利用者数調査	エリアワゴンやコミュニティバスについては、便毎や停留所毎の乗降者数、予約乗合タクシーについては、地区毎(号車毎)の利用者数などを日単位で調査した。 コミュニティ交通利用者数合計 R4:100,220人⇒R5:104,971人(R9目標値:122,000人) (R5年度内訳:エリアワゴン 34,841人、コミュニティバス 26,555人、予約乗合タクシー 43,575人)	実施できている。 ※継続実施	
			適切なコミュニティ交通事業費支出	コミュニティ交通利用者1人あたり平均事業費 R4:1,328円⇒R5:1,311円(R9目標値:1,150円)	実施できている。 ※継続実施	

2 実施施策

計画の目標を達成するための施策を次のとおり展開します。

目標1-1 拠点連携型まちづくりに寄与する公共交通体系の構築

施策①		中心市街地エリアにおける輸送維持・拡充				
施策内容		中心市街地エリアの移動需要に応えるため、民間路線バスの確保維持・拡充を目指します。また、中心市街地内及び周辺地区における商業施設、交通施設等の集客力や利便性の向上に向けた検討をすすめます。				
実施主体		交通事業者・飯塚市				
実施年度	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	民間路線バスの確保維持・拡充への取組	実施				
	商業・交通施設等の集客力や利便性の向上への取組	検討・実施				
実施評価		適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施				

施策②	周辺地区内における輸送維持・拡充					
施策内容	周辺地区内の移動需要に応えるため、コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン）及び民間タクシー等の確保維持・拡充を目指します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	コミュニティ交通及び民間タクシー等の確保維持・拡充への取組	実施				
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施					

施策③	中心市街地と周辺地区の連携					
施策内容	中心市街地と周辺地区間の移動需要に応えるため、JR、民間路線バス、コミュニティバス、民間タクシーの確保維持・拡充を目指します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	JR、民間路線バス、コミュニティバス、民間タクシーの確保維持・拡充への取組	実施				
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施					

目標 1-2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持

施策④ 身近な輸送を支える公共交通の運行実施	
施策内容	交通不便地域の居住者や高齢者などの生活交通弱者が、買物や通院等の日常生活に必要な移動を行えるように、コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン）等の運行及び民間タクシーの運行支援を実施します。
実施主体	飯塚市・交通事業者
実施時期	事業
	実施年度
	令和 5 令和 6 令和 7 令和 8 令和 9
	コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン等）の運行等（地区内運行型） 実施 検討 実施
	民間タクシーの運行支援 調査・検討・実施
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、利用状況や利用者ニーズに応じた改善状況の評価し、コミュニティ交通については3年に1度（次回、令和6年度）、次の3年間の運行内容の再編に向けた検討を実施

施策⑤ 全市的な輸送を支える公共交通の運行実施	
施策内容	本市と周辺都市との広域的な移動から、市内における地区間移動まで、全市的な移動を支える鉄道、民間路線バス、コミュニティバスの運行及びその支援を実施します。
実施主体	飯塚市・交通事業者
実施時期	事業
	実施年度
	令和 5 令和 6 令和 7 令和 8 令和 9
	鉄道、民間路線バスの運行支援 実施
	コミュニティバスの運行（地区間運行型） 実施 検討 実施
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、利用状況や利用者ニーズに応じた改善状況の評価し、コミュニティバスについては3年に1度（次回、令和6年度）、次の3年間の運行内容の再編に向けた検討を実施

目標 2-1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築

施策⑥	民間及び行政の連携による乗継利用促進					
施策内容	民間交通機関とコミュニティ交通機関とが連携し、お互いの乗り継ぎが出来るよう、共通乗降場所の設置や運行ダイヤの調整を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	共通乗降場所の設置や運行ダイヤ調整	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑦	民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定					
施策内容	民間事業者と行政に加え、各地区のまちづくり協議会もコミュニティ交通の運行計画編成に参画することにより、エリアワゴン等における住民ニーズを反映した運行計画編成を協働で取り組みます。					
実施主体	飯塚市・地域住民・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	まちづくり協議会参画による運行計画編成	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑧	民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の利用促進活動					
施策内容	広報誌の掲載・配布や説明会（イベント時やいきいきサロン等での説明会）開催等を通じて、公共交通の利用方法や運行ルート等についての幅広くかつ丁寧な情報発信、周知広報活動による利用促進を協働で実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・地域住民					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	広報誌の掲載・配布	実施				
						
	説明会（イベント時やいきいきサロン等での説明会）開催	実施				
						
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

目標 2-2 住民ニーズに対応した多様な輸送手法の実現

施策⑨	公共交通モニタリング調査の実施					
施策内容	公共交通の利用状況、及び地域住民や利用者の意向・要望等を目的に応じたモニタリング調査により集約し、公共交通の問題・課題や利用者ニーズを抽出します。					
実施主体	飯塚市					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	公共交通モニタリング調査の実施	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、調査結果の報告・評価を実施					

施策⑩	公共交通利用利便性の改善					
施策内容	公共交通の利用環境改善のため、スマートフォンによる予約乗合タクシーの予約、運賃の電子決済方法の導入等の利便性向上施策の調査等を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
スマートフォンを利用した予約の導入	調査・検討・実施					
運賃電子決済の導入	調査・検討・実施					
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑪	公共交通利用環境の向上					
施策内容	公共交通の乗継利用支援のための乗降場所等の待機環境の向上を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
乗降場所等の待機環境の向上	調査・検討・実施					
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑫	多様な輸送形態の実施					
施策内容	地区内輸送等の多様なニーズに対応するため、適宜、様々な輸送形態（デマンド型、定時定路線型、その他の輸送手段）の調査、検討を行って、状況に適した輸送を実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	多様な輸送形態の実施	実施				
						
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑬	環境に配慮したコミュニティ交通の運行実施					
施策内容	環境負荷軽減に配慮したコミュニティ交通の運行を行うため、二酸化炭素削減を目的としたエコカーの採用などの調査等を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	エコカーの採用などの調査・検討等	調査・検討・実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑭	民間路線バス事業の代替移動手段の確保					
施策内容	民間路線バス事業の路線廃止等の際には、その移動手段を確保するために、代替手段としてコミュニティ交通の運行を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	コミュニティ交通による代替運行	調査・検討・実施				

目標 3-1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営

施策⑮	民間と行政の役割分担					
施策内容	民間路線バスとコミュニティ交通の競合回避により、民間路線バスとコミュニティ交通双方の持続的な運行・運営の実現を図ります。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	民間路線バスとコミュニティ交通との競合回避	実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑯	民間路線バス事業者と行政の情報交換や協議の継続					
施策内容	民間路線バス事業者と行政の定期的な情報交換や協議を継続します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	情報交換や協議（合同会議）の定期的開催	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑰	コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営					
施策内容	利用者増加及び適切な事業経費により、コミュニティ交通事業に関するコストパフォーマンスの向上を図ります。					
実施主体	飯塚市					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	コミュニティ交通利用者数調査	実施				
	適切なコミュニティ交通事業費支出	実施				
実施評価	毎年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

目標 3-2 近隣自治体との連携による輸送機能の確保・維持

施策⑱	JR3 路線の利用促進と輸送機能の維持					
施策内容	市報掲載等による 3 路線に関する利用促進のための情報提供や駅施設等の利活用により鉄道の利用促進を図ります。また、鉄道による輸送機能の確保・維持に取り組めます。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	鉄道利用促進の実施・ 鉄道による輸送機能の 確保維持	実施				
	市報掲載等の情報提供	実施				
	鉄道による輸送機能の 確保・維持に関する要 望活動	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑲	J R 福北ゆたか線の複線化					
施策内容	JR 福北ゆたか線については、筑豊本線内で一部複線化されているものの、篠栗線内は全線単線であり、列車の本数や所要時間などで不便な面があります。飯塚市と福岡都市圏との通勤・通学の利便性向上等の観点から、JR 福北ゆたか線複線化の促進活動を引き続き行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・施設所有者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	複線化促進活動の実施	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑳	J R篠栗線と地下鉄との接続					
施策内容	JR 篠栗線へ福岡市地下鉄空港線を延伸させることにより、飯塚市から福岡空港並びに博多・天神地区へのアクセスが便利になるため、沿線自治体の活性化、交流人口の増加、筑豊地域全体の経済の活性化につながることが期待できます。その実現に向け、沿線自治体や関係機関と連携し、引き続き取り組みを進めます。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・施設所有者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	関係機関との協議 (期成会協議)	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑳	西鉄路線バス（近隣自治体運行路線）及び福岡行き特急の確保・維持					
施策内容	公共交通を利用した周辺市町及び福岡都市圏への移動手段の確保のため、沿線関係市町と連携し、バス路線維持に向けた協議・調整を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	関係市町との協議・調整	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					